

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【告示】

○ 漁船保険付保義務の消滅

### 【公告】

○ 随意契約の相手方の決定  
○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

### 【人事委員会】

○ 令和四年度社会人経験者等対象の岡山県職員採用試験の実施

○ 令和四年度障がい者対象の岡山県職員（事務）等採用試験の実施

### 【海区漁業調整委員会】

○ 水産動植物の採捕の禁止の指示

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○  
" " " " " " "

" " " " " " " 会  
海区漁業調整委員

## 目次

担当課（室）

○ ○  
" "

" "

◎岡山県告示第三百五十号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百三條の二第一項の規定により、次の加入区について、平成三十年岡山県告示第四百十号（牛窓加入区）による指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、令和四年七月十六日限り、消滅した。

令和四年八月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

加入区の名称 牛窓加入区

# 令和4年8月9日 岡山県公報 第12420号

〔三九〇〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方等を決定した。

令和四年八月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 特定役務の名称
- 二 地方税共通納税システム対象税目拡大等に伴う税務システム改修業務  
契約期間  
令和四年七月二十九日から令和五年三月三十一日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地  
岡山県総務部税務課  
岡山市北区内山下二丁目四番六号  
契約の相手方を決定した日  
令和四年七月二十九日
- 四 契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社日立製作所 中国支社  
広島県広島市中区袋町五番二五号
- 五 契約金額  
一〇四、六一〇、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額九、五一〇、〇〇〇円）
- 六 契約の相手方を決定した手続（契約方法）
- 七 随意契約  
随意契約の理由
- 八 政令第十一条第一項第二号に該当するため

# 令和4年8月9日 岡山県公報 第12420号

〔三九一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年八月九日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市金井戸字南国府東三八六一九、三八六一〇

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市井手一〇四八―一アイデイル総社B

中田 正明

槇尾 聖香

三 許可年月日及び許可番号

令和四年六月十五日岡山県指令建指第一〇六号

# 令和4年8月9日 岡山県公報 第12420号

## ◎岡山県人事委員会公示第八号

令和四年度社会人経験者等対象の岡山県職員採用試験を次のとおり実施する。

令和四年八月九日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

### 一 試験区分、採用予定者数並びに主な勤務先及び職務内容

試験区分	採用予定者数	主な勤務先及び職務内容
行政	十名	知事部局（本庁、県民局等）等において一般行政事務に従事する。
土木	三名	知事部局（本庁、県民局等）において、道路、河川、港湾、都市計画等の事業に関する企画、設計、施工管理等の専門的業務に従事する。

### 二 受験資格

昭和五十七年四月二日から平成八年四月一日までに生まれた者。ただし、次のいずれかに該当する者は、昭和五十七年四月二日から平成八年四月一日までに生まれた者であっても受験することができない。

- 1 日本の国籍を有しない者
- 2 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号のいずれかに該当する者
- 3 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四百十九号）による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による準禁治産の宣告を受けている者のうち心神耗弱を原因とするもの以外の者

### 三 試験の方法

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験の合格者について行う。

#### 1 第一次試験

試験区分	種目	内 容
行政	教養試験 論文試験 適性検査 資格加點	基礎的な知的能力について択一式による筆記試験を行う。 表現力、理解力、構成力、企画力等について記述試験を行う。 性格、心理等について検査を行う。 七の受験申込の際に証明書類の写しを添えて申請のあった次に掲げる資格・免許・検定について、当該証明書類の原本の確認により、業務に資する専門的技能及び知識について行う。

# 令和4年8月9日 岡山県公報 第12420号

語学	分野	情報	経営支援・会計	英語	中国語	韓国語	資格・免許・検定
令和二年八月九日から試験の申込みの時点まで	期間	経済産業省管轄の国家試験である情報処理技術者試験（情報セキュリティマネジメント試験、ITパスポート試験、基本情報技術者試験を除く。）及び情報処理安全確保支援士試験の合格者	日商簿記検定試験一級 経営支援・会計業務を遂行するに当たり、高度な専門的知識を有する国家資格（中小企業診断士その他これと同等以上の資格として岡山県人事委員会が認める資格）	実用英語技能検定（英検）準一級以上 TOEIC七三〇点以上（団体特別受験制度（IPテスト）によるものを除く。） TOEFL（iBT）七九点以上 国際連合公用語英語検定試験A級以上	中国語検定試験二級以上 中国語コミュニケーション能力検定五五〇点以上 漢語水平考試筆記試験六級一八〇点以上、筆記試験五級一八〇点以上、口頭試験高級六〇点以上	ハングル能力検定試験準二級以上 韓国語能力試験四級以上	

なお、次に掲げる分野の資格・免許・検定については、次に掲げる期間に取得したものに限り加算する。

# 令和4年8月9日 岡山県公報 第12420号

試験の期日	試験会場
令和四年十一月二十四日(木曜日)から同年十二月四日(日曜日)までのうち指定する日(第一次試験)	岡山市中区古京町一丁目七番三六号 岡山県庁分庁舎

## 2 第二次試験

試験の期日	試験会場	
令和四年十月十六日(日曜日)	岡山会場  東京会場	岡山市北区津島中三丁目一番一号 岡山大学文・法・経済学部講義棟  東京都千代田区永田町一丁目十一番二十八号 ビジョンセンター永田町

## 四 試験の期日及び試験会場 1 第一次試験

試験区分	種目	内容
土木	口述試験	グループワーク、第一次個別面接及び第二次個別面接により行う。  表現力、理解力、構成力、企画力、専門的知識等について記述試験を行う。  第一次個別面接及び第二次個別面接により行う。
行政	口述試験	グループワーク、第一次個別面接及び第二次個別面接により行う。
土木	論文試験	表現力、理解力、構成力、企画力、専門的知識等について記述試験を行う。
口述試験		第一次個別面接及び第二次個別面接により行う。

## 2 第二次試験

試験区分	種目	内容		
土木	教養試験	基礎的な知的能力について択一式による筆記試験を行う。		
適性検査		性格、心理等について検査を行う。		
専門試験		数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画(都市計画を含む)、材料・施工等の出題分野から択一式による筆記試験を行う。		
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">情報</td> </tr> <tr> <td>                     令和元年八月九日から試験の申込みの時点まで(情報処理安全確保支援士として登録している場合を除く。)                 </td> </tr> </table>	情報	令和元年八月九日から試験の申込みの時点まで(情報処理安全確保支援士として登録している場合を除く。)
情報				
令和元年八月九日から試験の申込みの時点まで(情報処理安全確保支援士として登録している場合を除く。)				

の合格者に対して、岡山県人事委員会事務局のホームページにて指定する。）

五 合格者の発表

岡山県人事委員会事務局の掲示板に次のとおり掲示し、岡山県人事委員会事務局のホームページにも掲載するとともに、合格者に対しては、直接通知する。

区分	発表の期日	内容
第一次試験	令和四年十一月二日（水曜日）	合格者の受験番号
第二次試験	令和四年十二月十三日（火曜日）	合格者の受験番号

六 採用及び採用後の給与

1 採用

- 第二次試験の合格者は、合格決定後直ちに、試験区分ごとに成績順に採用候補者名簿に登載する。
  - 採用者は、任命権者（岡山県知事をいう。以下同じ。）からの請求に応じて、岡山県人事委員会が採用候補者名簿の登載順に提示した者の中から、任命権者が決定する。なお、採用時期は、原則として、令和五年四月一日とする。
  - 採用候補者名簿の有効期間は、原則として、名簿登載の日から一年とする。
- 2 給与
- 令和四年四月採用者（大学新卒者）の給料月額は、一九四、三〇〇円である。なお、職務経歴等のある場合は、この額に一定の基準で算出された額が加算される。
  - 諸手当として、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

七 受験手続

試験を受けようとする者は、令和四年八月九日（火曜日）から同年九月十六日（金曜日）までの期間中、岡山県電子申請サービスにより受験申込みを行うこと。

八 その他

- 試験の実施方法その他試験に関する事項については、受験案内に記載すること。
- 受験案内は、岡山県人事委員会事務局のホームページからダウンロードすることができる。
- 受験資格の有無及び受験申込書の記載事項を確認するため、必要に応じて、証明書等の提出を求めることがある。
- 六1(1)の採用候補者名簿に登載された場合であっても、受験申込みの入力事項等に虚偽のものがあると認められるときは、採用候補者名簿から当該者を削除する。



# 令和4年8月9日 岡山県公報 第12420号

## ◎岡山県人事委員会公示第九号

令和四年度障がい者対象の岡山県職員（事務）、市町村立小・中学校事務職員及び岡山県警察行政職員の採用試験を次のとおり実施する。

令和四年八月九日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

一 試験区分、採用予定者数並びに主な勤務先及び職務内容

試験区分	採用予定者数	主な勤務先及び職務内容
岡山県職員（事務）	四名	知事部局（本庁、県民局等）、教育委員会（教育庁、県立学校等）等において、一般行政事務に従事する。
市町村立小・中学校事務職員	一名	市町村立小・中学校（岡山市立であるものを除く。）等において、学校事務をつかさどる。
岡山県警察行政職員	一名	警察本部、警察署等において、予算・経理、庶務、統計、警察施設の維持管理、交通管制、運転免許事務、犯罪捜査の支援等の警察運営に必要な様々な業務に従事する。

## 二 受験資格

1 次に掲げる要件の全てを満たす者

(1) 平成四年四月二日から平成十七年四月一日までに生まれた者

(2) 次のいずれかの交付を受けている者

ア 身体障害者手帳

イ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条の規定により都道府県知事の定める医師が、当該都道府県において同条の規定による申請に用いられる様式により作成した、障害の種類及び程度並びに障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）別表に掲げる障害に該当する旨が記載された診断書及び意見書

ウ 産業医によるイに準じる診断書及び意見書（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障がいに係るものを除く。）

エ 都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九の指定都市の長が交付する療育手帳

オ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は地域障害者職業センターが作成した知的障害者であることの判定書  
カ 精神障害者保健福祉手帳

(3) 活字印刷文又は点字による出題に対応することができる者。ただし、点字による出題は、岡山県職員（事務）及び岡山県警察行政職員に係る試験に限る。

2 次のいずれかに該当する者は、1に該当する者であっても受験することができない。

(1) い。日本の国籍を有しない者

# 令和4年8月9日 岡山県公報 第12420号

(2) 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号のいずれかに該当する者

(3) 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四百九号）による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による準禁治産の宣告を受けている者のうち心神耗弱を原因とするもの以外の者

### 三 試験の方法

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験の合格者について行う。

#### 1 第一次試験

##### (1) 教養試験

高等学校卒業程度の一般的知識及び知能について択一式による筆記試験を行う。

##### (2) 作文試験

表現力、理解力、構成力、企画力等について記述試験を行う。

##### (3) 適性検査

性格、心理等について検査を行う。

#### 2 第二次試験

##### 口述試験

第一次個別面接及び第二次個別面接により行う。

### 四 試験の期日及び試験会場

#### 1 第一次試験

試験の期日	試験会場
令和四年十月二十三日（日曜日）	岡山市中区古京町一丁目七番三六号 岡山県庁分庁舎

#### 2 第二次試験

試験の期日	試験会場
令和四年十一月二十八日（月曜日）から同年十二月四日（日曜日）までのうち指定する日（第一次試験の合格者に対して、直接通知する。）	岡山市中区古京町一丁目七番三六号 岡山県庁分庁舎

### 五 合格者の発表

岡山県人事委員会事務局の掲示板に次のとおり掲示し、岡山県人事委員会事務局のホームページにも掲載するとともに、合格者に対しては、直接通知する。

区分	発表の期日	内容
第一次試験	令和四年十一月九日（水曜日）	合格者の受験番号
第二次試験	令和四年十二月十三日（火曜日）	合格者の受験番号

六 採用及び採用後の給与

1 採用

- (1) 第二次試験の合格者は、合格決定後直ちに、試験区分ごとに成績順に採用候補者名簿に登載する。
- (2) 採用者は、任命権者からの請求に応じて、岡山県人事委員会が採用候補者名簿の登載順に提示した者の中から、任命権者が決定する。なお、採用時期は、原則として、令和五年四月一日とする。
- (3) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として、名簿登載の日から一年とする。

2 給与

- (1) 令和四年四月採用者（新卒者）の給料月額は一五七、九〇〇円である。
- (2) 諸手当として、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

七 受験手続

- 1 試験を受けようとする者は、所定の受験申込書を岡山県人事委員会事務局（岡山市中区古京町一丁目七番三六号岡山県庁分庁舎二階）に提出すること。ただし、岡山県警察行政職員に係る受験申込書については、岡山県警察本部警務部警務課（岡山市北区内山下二丁目四番六号）に提出すること。

- 2 受験申込書は、令和四年八月九日（火曜日）から同年九月十六日（金曜日）までの期間中（土曜日、日曜日及び祝日を除く）、八時三十分から十七時十五分まで、岡山県人事委員会事務局において受け付ける。ただし、岡山県警察行政職員に係る受験申込書については、岡山県警察本部警務部警務課において受け付ける。なお、郵送の場合にあつては、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

- 3 インターネットによる受験申込みは、令和四年八月九日（火曜日）から同年九月十六日（金曜日）までの期間中、岡山県電子申請サービスにおいて受け付ける。

八 その他

- 1 試験の実施方法その他試験に関する事項については、受験案内に記載する。
- 2 受験申込書及び受験案内は、岡山県人事委員会事務局等で交付する。なお、郵便で請求する場合は、百四十円分の切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。また、岡山県人事委員会事務局のホームページからもダウンロードすることができる。
- 3 受験資格の有無及び受験申込書の記載事項を確認するため、必要に応じて、証明書等の提出を求めることがある。
- 4 六1(1)の採用候補者名簿に登載された場合であっても、受験申込書等の提出書類の記載事項（インターネットによる受験申込みの場合の入力事項を含む。）に虚偽のものがあると認められるときは、採用候補者名簿から当該者を削除する。

◎岡山海区漁業調整委員会指示令和四年度第二号の一

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項の規定により、小規模増殖場内の水産動植物の繁殖保護を図るため、水産動植物の採捕の禁止について、次のとおり指示する。

令和四年八月九日

岡山海区漁業調整委員会  
会 長 井 本 瀧 雄

一 禁止する水産動植物の種類  
全ての種類

二 禁止する漁法  
全ての漁法

三 禁止区域

瀬戸内市牛窓町鹿忍西脇地先のうち、次に掲げる点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アの各点を順次結んだ四直線によって囲まれた区域

点ア 蓬崎灯台から真方位二二一度 六三〇メートルの点

点イ 点アから真方位二五四度三〇分 三〇〇メートルの点

点ウ 点イから真方位三四四度三〇分 一〇〇メートルの点

点エ 点アから真方位三四四度三〇分 一〇〇メートルの点

四 適用除外

この指示は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下「試験研究等」という。）のための水産動植物の採捕について当委員会に届け出た者が行う試験研究等については、適用しない。

五 指示の有効期間

令和四年九月一日から令和八年十二月三十一日まで

◎岡山海区漁業調整委員会指示令和四年度第二号の二  
漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項の規定により、小規模増殖場内の水産動植物の繁殖保護を図るため、水産動植物の採捕の禁止について、次のとおり指示する。

令和四年八月九日

岡山海区漁業調整委員会  
会 長 井 本 瀧 雄

一 禁止する水産動植物の種類  
全ての種類

二 禁止する漁法  
全ての漁法

三 禁止区域  
玉野市出崎丸山地先のうち、次に掲げる点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アの各点を順次結んだ四直線によって囲まれた区域

点ア 玉野市出崎丸山東端から真方位八五度 二〇メートルの点

点イ 玉野市出崎丸山東端から真方位八五度 一四〇メートルの点

点ウ 玉野市出崎明神東端から真方位五〇度 三〇〇メートルの点

点エ 玉野市出崎明神東端から真方位五〇度 一八〇メートルの点

四 適用除外

この指示は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下「試験研究等」という。）のための水産動植物の採捕について当委員会に届け出た者が行う試験研究等については、適用しない。

五 指示の有効期間

令和四年九月一日から令和八年十二月三十一日まで

◎岡山海区漁業調整委員会指示令和四年度第二号の三

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項の規定により、小規模増殖場内の水産動植物の繁殖保護を図るため、水産動植物の採捕の禁止について、次のとおり指示する。

令和四年八月九日

岡山海区漁業調整委員会  
会 長 井 本 瀧 雄

一 禁止する水産動植物の種類  
全ての種類

二 禁止する漁法  
全ての漁法

三 禁止区域

玉野市深井町湯ノ浦地先のうち、次に掲げる点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アの各点を順次結んだ四直線によって囲まれた区域

点ア 玉野市深井町犬戻鼻から真方位二三八度 四〇〇メートルの点

点イ 点アから真方位二三八度 二〇〇メートルの点

点ウ 点イから真方位三二八度 一五〇メートルの点

点エ 点アから真方位三二八度 一五〇メートルの点

四 適用除外

この指示は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下「試験研究等」という。）のための水産動植物の採捕について当委員会に届け出た者が行う試験研究等については、適用しない。

五 指示の有効期間

令和四年九月一日から令和八年十二月三十一日まで

◎岡山海区漁業調整委員会指示令和四年度第二号の四

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項の規定により、小規模増殖場内の水産動植物の繁殖保護を図るため、水産動植物の採捕の禁止について、次のとおり指示する。

令和四年八月九日

岡山海区漁業調整委員会  
会 長 井 本 瀧 雄

一 禁止する水産動植物の種類  
全ての種類

二 禁止する漁法  
全ての漁法

三 禁止区域

倉敷市下津井釜島地先のうち、次に掲げる点ア、点イ、点ウ及び点エの各点を順次結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点ア 点イから真方位七四度の線と最大高潮時海岸線との交点

点イ 北緯三四度二五分一二秒、東経一三三度四九分四二秒の点

点ウ 点イから真方位一五七度 二七〇メートルの点

点エ 点ウから真方位六七度の線と最大高潮時海岸線との交点

四 適用除外

この指示は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下「試験研究等」という。）のための水産動植物の採捕について当委員会に届け出た者が行う試験研究等については、適用しない。

五 指示の有効期間

令和四年九月一日から令和八年十二月三十一日まで

◎岡山海区漁業調整委員会指示令和四年度第二号の五

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項の規定により、小規模増殖場内の水産動植物の繁殖保護を図るため、水産動植物の採捕の禁止について、次のとおり指示する。

令和四年八月九日

岡山海区漁業調整委員会  
会 長 井 本 瀧 雄

一 禁止する水産動植物の種類  
全ての種類

二 禁止する漁法  
全ての漁法

三 禁止区域

笠岡市北木島町矢櫃地先のうち、次に掲げる点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アの各点を順次結んだ四直線によって囲まれた区域

点ア 笠岡市北木島町一二九四二の二番地に設置した標識（以下「点A」という。）  
と岡市北木島町一三三一二の一番地に設置した標識（以下「点B」という。）

とを結んだ線上で点Bから三五〇メートルの点

点イ 点Aと点Bとを結んだ線上で点Bから五〇メートルの点

点ウ 点イから真方位四二度 一〇〇メートルの点

点エ 点アから真方位四二度 一〇〇メートルの点

四 適用除外

この指示は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下「試験研究等」という。）のための水産動植物の採捕について当委員会に届け出た者が行う試験研究等については、適用しない。

五 指示の有効期間

令和四年九月一日から令和八年十二月三十一日まで



◎岡山海区漁業調整委員会指示令和四年度第二号の六

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項の規定により、小規模増殖場内の水産動植物の繁殖保護を図るため、水産動植物の採捕の禁止について、次のとおり指示する。

令和四年八月九日

岡山海区漁業調整委員会  
会 長 井 本 瀧 雄

一 禁止する水産動植物の種類  
全ての種類

二 禁止する漁法  
全ての漁法

三 禁止区域

岡山市東区犬島地先のうち、次に掲げる点ア、点イ、点ウ、点エ、点オの各点を順次結んだ四直線と犬島海水浴場西防波堤護岸によって囲まれた区域

点ア 岡山市東区犬島海水浴場西防波堤突端

点イ 点アから真方位一七八度 四〇メートルの点

点ウ 点イから真方位二六七度 三〇〇メートルの点

点エ 点ウから真方位三五七度 一〇〇メートルの点

点オ 点エから真方位八七度見通し線と犬島海水浴場西防波堤護岸との交点

四 適用除外

この指示は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下「試験研究等」という。）のための水産動植物の採捕について当委員会に届け出た者が行う試験研究等については、適用しない。

五 指示の有効期間

令和四年九月一日から令和八年十二月三十一日まで

◎岡山海区漁業調整委員会指示令和四年度第三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項の規定により、大規模増殖場内の水産動植物の繁殖保護を図るため、水産動植物の採捕の禁止について、次のとおり指示する。

令和四年八月九日

岡山海区漁業調整委員会  
会長 井本 瀧雄

一 禁止する水産動植物の種類

全ての種類

二 禁止する漁法

全ての漁法

三 禁止区域

倉敷市児島味野地先（塹場島沖ノ藻及び深藻）

1 第一の区域

次に掲げる点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アの各点を順次結んだ四直線によって

囲まれた区域

点ア 鷺羽山頂から真方位一七度三〇分九秒 二、三六三メートルに設置した標

識灯（橙色）の位置

点イ 鷺羽山頂から真方位三三度一分四秒 二、九〇九メートルに設置した標

識灯（橙色）の位置

点ウ 鷺羽山頂から真方位三四度四分四三秒 二、八三二メートルに設置した

標識灯（橙色）の位置

点エ 鷺羽山頂から真方位一八度五一分八秒 二、二六八メートルに設置した標

識灯（橙色）の位置

2 第二の区域

次に掲げる点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アの各点を順次結んだ四直線によって

囲まれた区域

点ア 鷺羽山頂から真方位四三度四七分四六秒 三、五一〇メートルに設置した

標識灯（橙色）の位置

点イ 鷺羽山頂から真方位五三度二八分八秒 四、一四〇メートルに設置した標

識灯（橙色）の位置

点ウ 鷺羽山頂から真方位五四度三八分二一秒 四、〇六九メートルに設置した

標識灯（橙色）の位置

点エ 鷺羽山頂から真方位四四度五七分四八秒 三、四二六メートルに設置した

標識灯（橙色）の位置

3 第三の区域

次に掲げる点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アの各点を順次結んだ四直線によって

囲まれた区域

点ア 鷺羽山頂から真方位一八度二分二六秒 一、六六七メートルに設置した標

識灯（橙色）の位置

点イ 鷺羽山頂から真方位四一度二分四九秒 二、一四九メートルに設置した

標識灯（橙色）の位置

点ウ 鷺羽山頂から真方位四三度一七分五七秒 二、〇七〇メートルに設置した

標識灯（橙色）の位置

点エ 鷺羽山頂から真方位一九度二五分一九秒 一、五六四メートルに設置した

4 第四の区域  
標識灯（橙色）の位置

次に掲げる点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アの各点を順次結んだ四直線によって囲まれた区域

点ア 鷺羽山頂から真方位四五度四二分三六秒 二、五七五メートルに設置した標識灯（橙色）の位置

点イ 鷺羽山頂から真方位六一度二二分五六秒 三、〇五〇メートルに設置した標識灯（橙色）の位置

点ウ 鷺羽山頂から真方位六二度四三分五〇秒 二、九六六メートルに設置した標識灯（橙色）の位置

点エ 鷺羽山頂から真方位四六度四四分三秒 二、四七五メートルに設置した標識灯（橙色）の位置

四 適用除外

この指示は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下「試験研究等」という。）のための水産動植物の採捕について当委員会に届け出た者が行う試験研究等については、適用しない。

五 指示の有効期間

令和四年九月一日から令和八年十二月三十一日まで

◎岡山海区漁業調整委員会指示令和四年度第四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項の規定により、広域型増殖場内の水産動植物の繁殖保護を図るため、水産動植物の採捕の禁止について、次のとおり指示する。

令和四年八月九日

岡山海区漁業調整委員会  
会 長 井 本 瀧 雄

一 禁止する水産動植物の種類  
全ての種類

二 禁止する漁法  
全ての漁法

三 禁止区域  
笠岡市真鍋島大島地先のうち、次に掲げる点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アの各点を順次結んだ四直線によって囲まれた区域

点ア 大島三角点から真方位二三〇度一〇分 四四一メートルの点

点イ 点アから真方位一七六度二〇分 二六一メートルの点

点ウ 点イから真方位二七〇度 九〇メートルの点

点エ 点アから真方位二七〇度 七二メートルの点

四 適用除外

この指示は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下「試験研究等」という。）のための水産動植物の採捕について当委員会に届け出た者が行う試験研究等については、適用しない。

五 指示の有効期間

令和四年九月一日から令和八年十二月三十一日まで

◎岡山海区漁業調整委員会指示令和四年度第五号の一

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項の規定により、水産動植物の繁殖保護を図るため、水産動植物の採捕の禁止について、次のとおり指示する。

令和四年八月九日

岡山海区漁業調整委員会

会 長 井 本 灌 雄

一 禁止する水産動植物の種類  
特定水産動物（がざみ）

二 禁止する漁法  
全ての漁法

三 禁止区域

備前市日生町鹿久居島地先のうち、次に掲げる点ア、点イ及び点ウの各点を順次結んだ二直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点ア 備前市日生町鹿久居島米子湾東側穴虫最大高潮時海岸線上に設置した標柱の位置

点イ 点アから真方位二六〇度 二六〇メートルの点

点ウ 点イから真方位一七九度三〇分の線と最大高潮時海岸線との交点

四 適用除外

この指示は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下「試験研究等」という。）のための水産動植物の採捕について当該委員会に届け出た者が行う試験研究等については、適用しない。

五 指示の有効期間

令和四年九月一日から令和八年十二月三十一日まで

◎岡山海区漁業調整委員会指示令和四年度第五号の二

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項の規定により、水産動物の繁殖保護を図るため、水産動物の採捕の禁止について、次のとおり指示する。

令和四年八月九日

岡山海区漁業調整委員会

会長 井本 灌 雄

一 禁止する水産動物の種類  
特定水産動物（がざみ）

二 禁止する漁法  
全ての漁法

三 禁止区域

浅口市寄島町東安倉地先のうち、次に掲げる点ア、点イ、点ウ及び点エの各点を順次結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点ア 浅口市と倉敷市の境界に設置した標柱の位置から真方位三一五度 三〇メートルの点

点イ 点アから真方位一六一度 四五〇メートルの点

点ウ 点エから真方位一六一度 四〇〇メートルの点

点エ 浅口市寄島町寄島漁港東安倉防波堤基部に設置した標柱の位置

四 適用除外

この指示は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下「試験研究等」という。）のための水産動物の採捕について当委員会に届け出た者が行う試験研究等については、適用しない。

五 指示の有効期間

令和四年九月一日から令和八年十二月三十一日まで